

仙台地区海岸防災林（仙台市荒浜工区内）の再生に向けた 活動に関する協定書

仙台森林管理署長（以下「甲」という。）と 特定非営利活動法人 森林との共生を考える会（以下「乙」という。）は、仙台地区海岸防災林（仙台市荒浜工区内）の再生に向けた活動に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく仙台地区海岸防災林（仙台市荒浜工区内）の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の位置及び面積）

甲は、仙台森林管理署谷地中林国有林87林班う_{1,2}小班の3. 1ha内の一区画地（0.13ha）において、乙に活動を行わせるものとする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるもの

とする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む）を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（標識類の設置）

乙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあっては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（社会貢献の森の適切な管理）

甲は、社会貢献の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第16（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 社会貢献の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 活動希望者の募集公告第4の実施主体の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第17（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成25年2月20日から平成28年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定の平成28年3月31日以降の取扱いについては、乙からの申し出により特段の事情のない限り、国有林野の管理経営の情勢を踏まえた上で、別紙様式1の全体活動計画に記載された活動スケジュールに基づき、更新を行うものとする。

第18（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月20日

(甲) 宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15番1号
仙台森林管理署長 島崎省

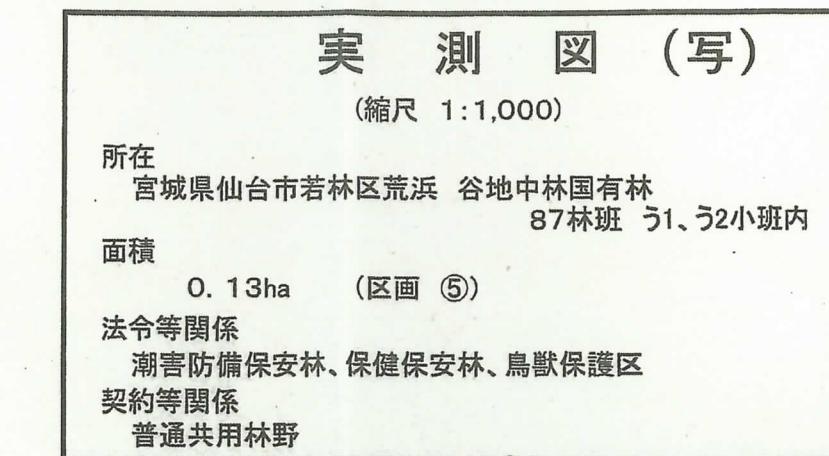


(乙) 宮城県仙台市太白区青山2-28-27
特定非営利活動法人 森林との共生を考える会
理事長 半澤力





N5
A= 0.1289 ha
L= 140.6 m
I= 140.6 m
E= 0.7 m
e= 0.5 %
S=1/ 1000



基本図かん入図

(縮尺 1:5,000)

所在

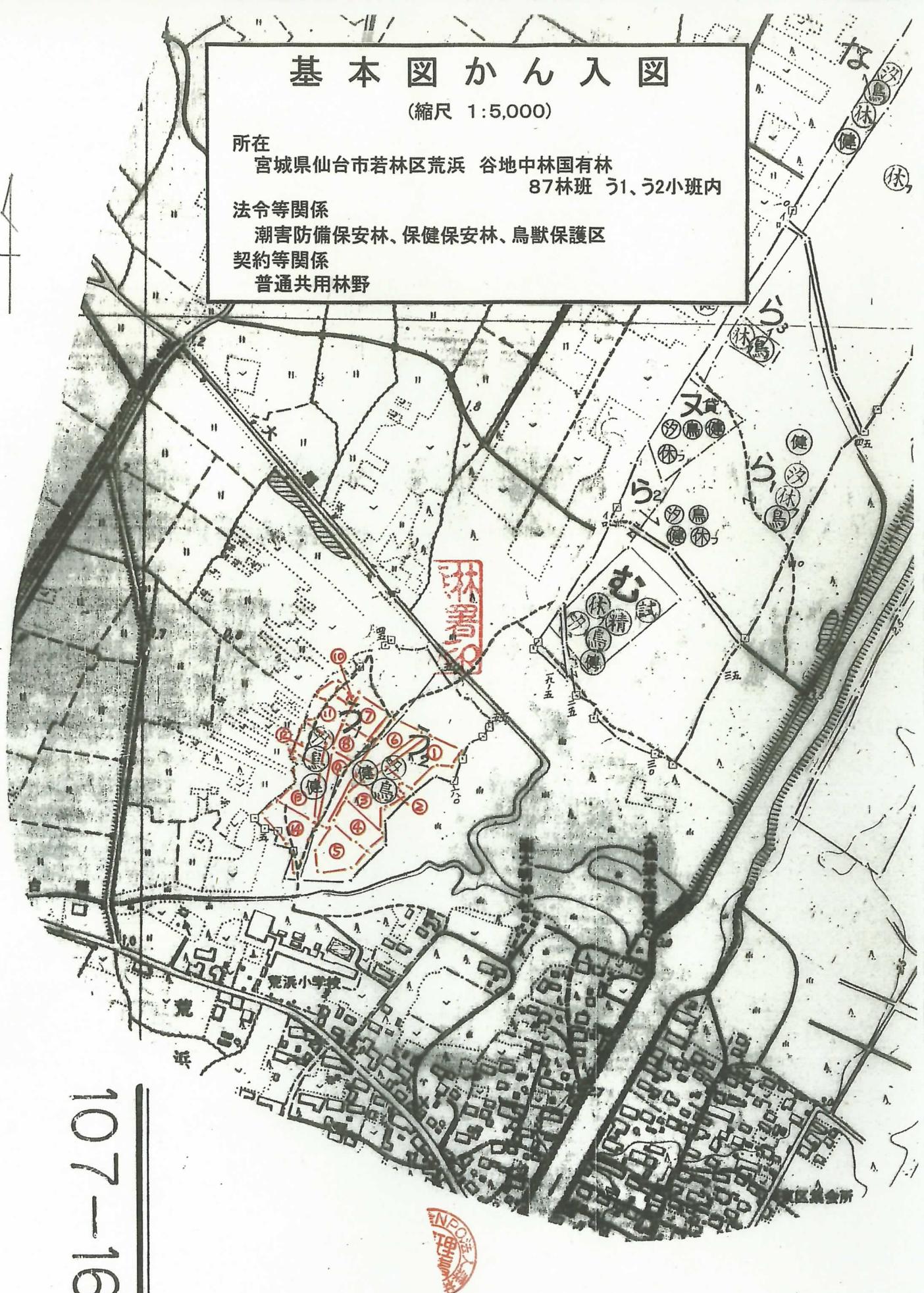
宮城県仙台市若林区荒浜 谷地中林国有林
87林班 う1、う2小班内

法令等関係

潮害防備保安林、保健保安林、鳥獣保護区

契約等関係

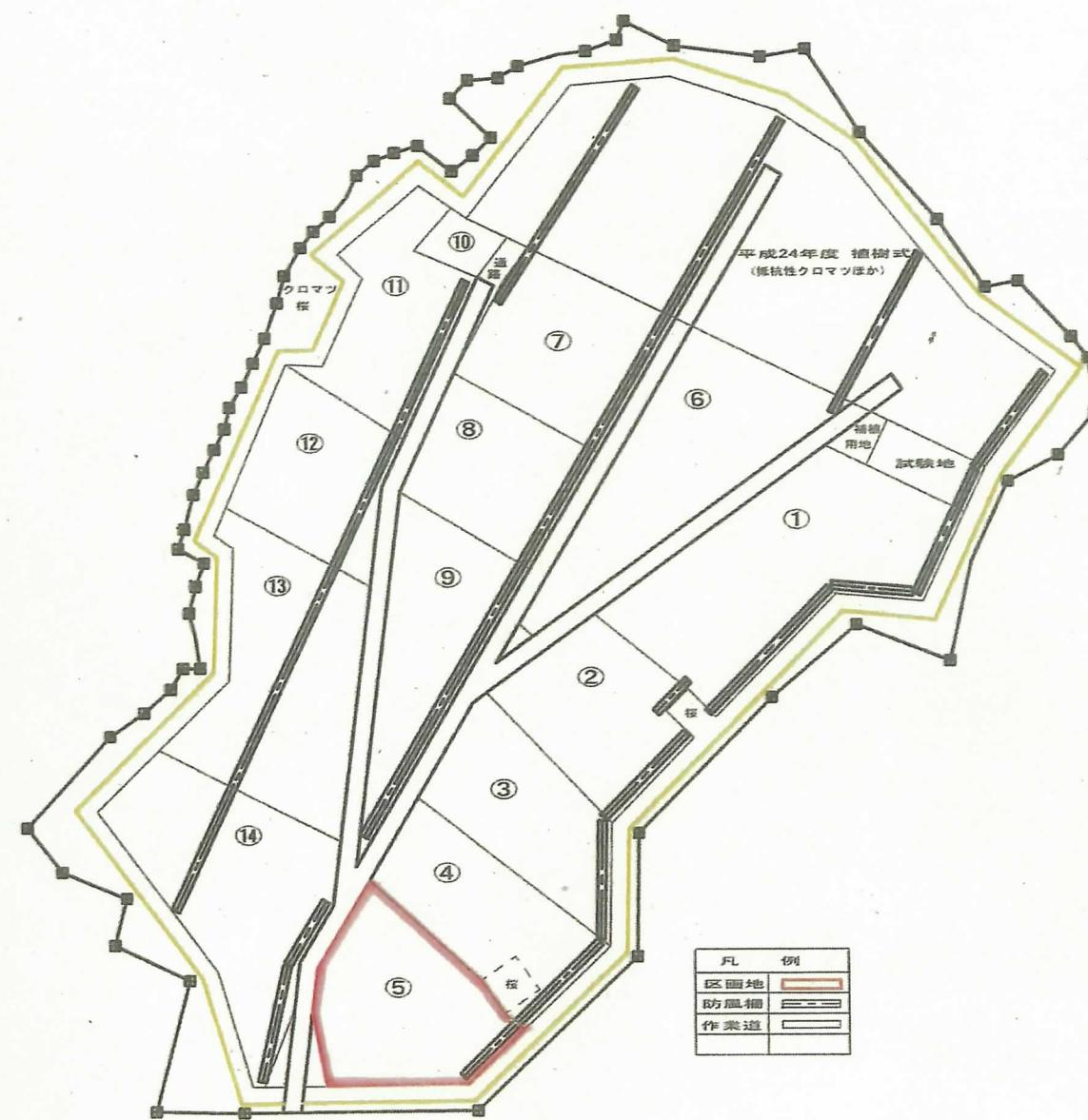
普通共用林野



107-16 仙台市若林区荒浜

仙台地区海岸防災林の再生に
向けた活動希望箇所

区画図（概略）



備考

1 本区画図については、測量成果と異なる場合がある。

2 防風柵の位置については、移動することがある。

25年 3月 2日

仙台森林管理署長 殿

協定者

住所

仙台市太白区青山2丁目28-27
特定非営利活動法人 森林と共生社会会
代表者氏名 理事長 半澤 力

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 87林班 う1小班 う2	0.13 ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

海岸林再生のための植樹活動と保育。

(2) 活動の内容及びスケジュール (5~10年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1年次 H24	2年次 H25	3年次 H26	4年次 H27	5年次・・・ H28	合 計
植樹準備		/				/
植樹作業		/	補植 /			2
下草刈等		/	え	え		5
合 計		3	3	え		8

- (注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。
 ・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他 (活動内容の詳細)

○植栽 樹種: 抵抗性赤マツ 植栽本数:

○保育 補植

○その他の活動 下草刈など。

※ 各種法令の指定状況



潮害防備保安林、保健保安林、鳥獣保護区、普通共用林野

(注) 本欄については、森林管理署で記入。